

各国の規制対象業種の比較

業種 (日本の区分)	規制する法律等 業態例*1	日本			イギリス*3			フランス*8			ドイツ*9			アメリカ*10		
		動物愛護管理法 第1種動物取扱業			動物福祉法 2018年動物福祉規則 ガイダンス			農業漁業法典 アレテ			動物保護法			動物福祉法 動物福祉規則		
		犬	猫	他	犬	猫	他	犬	猫	他	犬	猫	他	犬	猫	他
販売	小売業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	卸売業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	販売目的の繁殖業者	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○
	飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○
保管	ペットホテル業者	○	○	○	○*4	○*4	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
	美容業者(動物を預かる場合)	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
	ペットシッター	○	○	○	○*4	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	お散歩代行業	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	愛護団体の保護施設	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○
貸出	ペットレンタル業者	○	○	○	×	×	馬のみ				○	○	○	○	○	○
訓練	動物の訓練・調教業者	○	○	○	×	×	×	○	○	×	○	○	○			
展示	動物園	-	-	○	-	-	-*5	-	-	○	-	-	○	-	-	○
	水族館	-	-	○	-	-	-*5	-	-	○	-	-	○	-	-	-*12
	移動動物園	○	○	○	○	○	○*6	×	×	×	-	-	○	○	○	○
	動物サーカス	○	○	○	○	○	○*7	×	×	×	○	○	○	○	○	○
競りあっせん業	動物オークション市場の運営業者等	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
譲受飼養業	老犬・老猫ホームの事業者等	○	○	○	-	-	-				-	-	-			
	輸送業者	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○

※本表は、動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会における検討の参考として、日本の動物愛護管理法で規制される業種の区分ごとに、各国の法規制の対象を比較する目的で便宜的に整理したものである。
各国の当該法律により規制がかかっている業態について「○」「×」を記載。犬猫を対象としない、または現状で存在しない業態について「-」とした。

*1: 業態例については第1回検討会資料において業者の例として示したもののから主な業態を引用。

*2: 愛護団体の保護施設について、非営利のものであれば第2種動物取扱業に該当。

*3: 基本的にイングランド地方を対象とする。

*4: イギリスでいう「ペットホテル業者」とは他人の犬猫の宿泊を伴い施設または自宅でビジネスとして預かる業。ただし、猫を自宅で預かる場合は専用の猫舎で保管。「ペットシッター」とは、宿泊を伴わない「デイケア」に該当。

*5: 動物園は1981年動物園免許法(Zoo Licensing Act 1981)で規制。水族館は2009年水生動物衛生規則(The Aquatic Animal Health (England and Wales) Regulations 2009)で規制。

*6: 「移動動物園」は娯楽もしくは教育のための展示を示し、観客がいる前での展示(ふれあい)を含む。結婚式やパーティ、学校訪問も含む。

*7: 犬猫以外の飼いやられた動物のサーカスも規定している。ただし、野生動物を展示する動物サーカスについては2018年動物福祉規則ではなく、2012年移動サーカスにおける野生動物の福祉法(Welfare of Wild Animals Travelling Circuses (England) Regulations 2012)で規制。なお、2019年5月にイギリスでは野生動物の移動サーカスを禁止した。そのため、現行ライセンスは2020年1月で切れることになっている(サーカスにおける野生動物法(Wild Animals In Circus Bill))。

*8: フランスの網掛けは、インターネット上でフランスで事業を営んでいる業者の存在は確認できるが農業漁業法典の規制対象になっているか明らかでない業態、またはフランスで業態として存在しているか明らかでない業態を表す。

*9: 連邦レベルの法律である動物保護法第11条の認可対象の業種が書かれているが、業態例に当てはまると考えられるものに「○」「×」を記載。なお、ここに列挙していない業種(有害動物として脊椎動物を駆除する者)なども認可対象となっている。また、「×」をつけた業態でも州や郡レベルで条例や解釈文書(ガジェット)等により別途規制されている場合もある。

*10: アメリカの網掛けは、連邦法である動物福祉法や動物福祉規則に明確に規制対象の有無が記載されていない業態。また、「×」の業態例でも州や郡レベルの条例等で規制されている場合がある。

*11: 特定のペット動物(犬、猫、ウサギ、ハムスター、チンチラ、フェレット等)を所有者となる人に直接販売する小売業で、売り手、買い手及び動物が実際にその場にいるようなビジネスの場合は認可が免除されている。

*12: 水族館については Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act, National Marine Sanctuaries Act, Endangered Species Act 等で規制。